

## A 市による申告・相談会場

市・県民税の申告および所得税の確定申告相談日を、以下の期間で開設します。市役所窓口などの混雑緩和のため、オンラインで予約を受け付けます。都合の良い日や場所を事前に予約し、申告会場で受け付けできる申告内容や必要なものなどを確認してお出掛けください。

\ 完了! /

### 手続きの流れ

- ① 会場・日時を予約
- ② 必要な書類を準備  
p.8 の準備リストをご覧ください
- ③ 当日会場で申告

### とき・ところ



月曜日と、総合福祉社会館では受け付けは行いません

会場	日 時	受け付け人数
かも～る（文化会館） 3階 展示室1	2月19日木～3月13日金 ※月曜日は除く	午前の部 午前9時15分～正午 午後の部 午後1時～4時 午前・午後各90人
加茂野交流センター	2月 5日木	午前の部 午前9時15分～正午 午前45人・午後30人
蜂屋交流センター	2月10日火	午前の部 午前9時15分～正午 午前45人・午後30人
山之上交流センター	2月12日木	午後の部 午後1時～3時 午前45人・午後30人
下米田交流センター	2月13日金	午前45人・午後30人
三和交流センター	2月17日火	午前9時15分～正午 30人
伊深交流センター	2月18日水	午前9時15分～正午 30人

- ・受け付け時間は、各会場とも終了時間の15分前までです
- ・申告相談期間中は、市役所窓口での申告受け付けを行いませんので、ご了承ください
- ・人数超過の場合、状況に応じて定刻よりも前に受け付けを締め切ることがあります
- ・当日の受け付け番号札は、各会場とも事前の予約分を除いた残りの人数分のみ、午前8時45分から配布します

### 予約方法

各申告会場の予約受け付けを1月21日木 午前9時から開始します  
電話での予約受け付けは行いません。開始10分前に来場できる日時を予約してください

- 1 右の二次元コードをスマートフォンなどで読み取り、専用予約申込フォーム (<https://logoform.jp/form/XQZW/1287906>) にアクセス



- 2 アクセス後「市・県民税、所得税の確定申告の予約をする」を選択
- 3 チェック後に出てくる希望する日時・会場や氏名などの必要事項を入力
- 4 必要事項の入力完了後、登録したメールアドレスに予約内容が届く

※申告受け付け時にメール画面を確認しますので、メールは大切に保存しておいてください  
※予約は申告日前開庁日の午後4時まで可能です（当日の予約はできません）  
※受け付け可能人数を超えた場合は予約受け付けができません  
※予約内容を変更したい場合は、先の予約をキャンセル後、新たに予約をしてください  
※オンラインでの予約ができる人については、税務課窓口で予約を受け付けます

美濃加茂市 LINE公式アカウントからも予約できます  
市LINE公式アカウントのリッチメニューの【申請】→【市・県民税・所得税の確定申告予約受付】からもアクセスすることができます。こちらもぜひご利用ください。

## 特集 02 税の申告

### 市・県民税、所得税の申告はお早めに

税務課市民税係 内線255

市・県民税の申告および所得税の確定申告相談の受け付けが間もなく始まります。申告が必要かどうか確認し、それぞれの方法で申告してください。申告に必要な書類などをよく確認し、必ず事前に準備のうえ、ご来場ください。  
※不備や不足がある場合、申告受け付けができませんのでご注意ください

### 市・県民税の申告が必要な人

令和8年1月1日現在、美濃加茂市内に住所があり、また令和7年中（令和7年1月～令和7年12月）に所得があり、所得税の確定申告が不要で、次に該当する人

- ① 営業や農業などの事業所得や不動産所得がある人（収支内訳書の作成が必要です）
- ② 公的年金などの収入金額の合計が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人や市・県民税の計算において、各種控除を受けたい人
- ③ 給与所得者で、給与所得や退職所得以外の所得が20万円以下の人
- ④ 収入がなくても税務証明書が必要な人や国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の加入者で保険料の算定が必要な人

### 申告会場

- A 市による申告・相談会場**  
(⇒ p.7)

### 市・県民税の申告が不要ない人

- ① 所得税の確定申告をする人
- ② 給与所得もしくは公的年金所得のほかに申告する収入などがなく、勤務先や支払者から市へ支払報告書などが提出されている人

### 次に該当する人は関税務署の申告会場へ

- ① 謹渡所得（土地・建物・株式の売買）、山林所得などの分離課税がある人
- ② 青色申告※、損失（株式売買など）の申告の人
- ③ 所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を初めて申告する人
- ④ 消費税・贈与税の申告の人

### 申告会場

- B オンラインの確定申告**  
(⇒ p.9)

- C 税務署による確定申告会場**  
(⇒ p.9)

※青色申告は税理士による無料税務相談所開設期間（p.8）に限り、かも～るで受け付け可能です

## B オンラインの確定申告 (e-Tax)

スマートフォンで右下の二次元コードを読み取り、国税庁「確定申告書等作成コーナー」を使って、e-Tax 申告してみませんか。

スマートフォンのカメラ機能を使って給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などを自動で入力できるほか、青色申告決算書や収支内訳書がスマートフォンで作成でき、e-Tax 申告がとても便利です。

また、マイナンバーカードを使用してマイナポータルと連携することで、ふるさと納税や生命保険料などが自動で入力されます。

## C 税務署による確定申告会場

会場では、原則ご自身でマイナンバーカードを利用したスマホ申告をしています。来場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールするほか、次の書類などが必要になりますので、ご準備をお願いします。

- 持ち物**
- ① 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- ② スマートフォンおよびマイナンバーカード

発行時に設定した次のパスワードも必要です

- ・署名用電子証明書（英数字6桁～16桁）
- ・利用者証明用電子証明書（数字4桁）

\*パスワードの有効性と有効期限の満了日を事前に確認のうえ、ご準備をお願いします

**とき** 2月16日(日)～3月16日(日)※月曜日を除く  
午前9時～午後5時

**ところ** マーゴ本館 4階  
[ 関市倉知 516 ]



### 入場整理券のお願い

確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、確定申告会場での当日配付または国税庁LINE公式アカウントを使った事前発行の二つの方法で配付しています。

\*確定申告期間間際の会場は特に混雑します。来場の際は、早めにお越しください  
\*入場整理券の配布状況によっては、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください

国税庁  
LINE公式  
アカウント



\*入場整理券の事前発行の方法について、詳しくは上の二次元コードからもご確認いただけます

### 確定申告でお困りのときは…

確定申告の相談は「税務相談チャットボット」もぜひご利用ください。これは、国税庁のAI（人工知能）を活用した税に関する疑問自動回答ウェブサービスのことです。質問したい内容をメニューから選択するか、自由に文字で入力するとAIが回答を導き出してくれます。

\*以下の二次元コードを読み取ることでも、ご利用いただけます



### 関税務署

☎ 0575-22-2233 (代表)

\*3月16日(日)までは、所得税、消費税、贈与税の申告に関する相談は「0」を選択してください

\*税務署の代表電話は、自動音声によりご案内しています。国税に関する一般的な相談は「1」を、税務署からの照会やお問い合わせは「2」を選択してください

## Check! 準備リスト

### 当日必要なもの

#### マイナンバーカードまたは マイナンバーを確認できる書類

\*通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写しまたは住民票記載事項証明書のうちいずれか一つです

#### 収入を証明する書類

- 令和7年中に支払いを受けた給与・公的年金・企業年金などの源泉徴収票（原本）
- 令和7年中に支払いを受けた個人年金や内職などで請け負った業務に対する支払明細書
- 事業所得や不動産所得、年金以外の雑所得の収支内訳書

#### 身元を確認できる書類

\*運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなどです

#### 控除を証明する書類

- 生命保険料（一般用・個人年金用・介護用）や地震保険料などの控除証明書
- 国民年金保険料、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの支払証明書
- 寄付金の内訳、寄付先、寄付金額などの分かる書類（受領証明書など）
- 医療費控除の明細書や領収書
- その他控除を受けるのに必要なもの

### 事前に準備すること

#### 医療費控除の計算

事前に税務署または市役所税務課窓口にある「医療費控除の明細書」を使い、医療費控除の対象となる医療費の合計と保険などで補てん（予定も含む）される金額を医療費控除の明細書上で計算しておいてください。

#### 事業・不動産所得、 年金以外の雑所得の計算

事業所得（営業、農業）や不動産所得、年金以外の雑所得（前々年度分収入金額が1,000万円を超える場合）のある人は、事前に税務署または市役所税務課窓口にある「収支内訳書」を使い、収支内訳書の計算・作成をしておいてください。

「医療費控除の明細書」および「収支内訳書」は必ず作成の上ご来場ください。  
未作成の場合は受け付けできません。

### 税理士による無料税務相談所

収支内訳書などの作成について相談を受け付けます

**とき** 2月19日(木)～27日(金)  
午前9時30分～正午、午後1時～4時  
※月曜日を除く

**ところ** かも～る（文化会館）3階

\*市・県民税の申告会場と同じです

#### 対象

- ① 事業所得、不動産所得または年金以外の雑所得を有する人のうち、前年分の所得金額が300万円以下の人で、消費税の課税事業者である場合は令和5年分の課税売上高が3,000万円以下の人
- ② 給与所得者・年金受給者の人（譲渡・山林所得がある人、贈与税の申告をする人は除く）